

困子ども課子ども育成係（☎内線1166）

## 11月は児童虐待防止推進月間です

子どもへの虐待を防止するための啓発活動が全国で行われます。この機会に児童虐待問題に关心を寄せ、地域全体で子育てを支援し、虐待を予防しましょう。

### 児童虐待とは…

殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、溺れさせる、やけどを負わせる、外にしめだすなど

#### 身体的虐待

乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に入放置するなど

#### ネグレクト

子どもへの性的行為、性的行為をみせる、ポルノグラフィの被写体にするなど

#### 性的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの前で家族に対して暴力をふるうなど

#### 心理的虐待

### 子どもや保護者が サインを出している かもしれません

#### 子どもについて

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や、保護者の怒鳴り声がする
- 衣類やからだがいつも汚れている
- 不自然な傷や打撲のあとがある
- 落ち着きがなく乱暴
- 表情が乏しい、活気がない
- 夜遅くまで一人で家の外にいる

#### 保護者について

- 地域などと交流が少なく孤立している
- 小さい子どもを家に置いたまま外出している
- 子育てについて拒否的、無関心である、または強い不安や悩みを抱えている
- 子どものけがについて不自然な説明をする



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止するという  
メッセージが込められています。



▲市ホームページ

「おかしいな」「心配」と気になることがあれば、まずは市や児童相談所に連絡してください。相談者や内容についての秘密は守られます。匿名でもかまいません。あなたの1本の電話で救われる子どもがいます。

### 児童虐待・育児に関する相談窓口

・児童相談所虐待対応ダイヤル（☎189）

※24時間最寄りの児童相談所につながります

・西部児童相談所（☎027-3222-2498）

・本子ども課子ども育成係（☎027-382-8005）

・谷津市民福祉課子ども係（☎027-393-7070）

## 安中市消費生活センターからのお知らせ

借金のことで悩んでいませんか？

### ー無料相談会のお知らせー

借金でお悩みの人

のための無料相談会

を開催します。相談

は、借金解決への第

一步です。一人で悩

まずに、まずは相談

してください。

弁護士または司法書士による債務整理

相談、借金に頼らな

い生活再建相談、保

健師によるこころの悩みに関するアドバイスを受けることができます。

開催日▼11月26日（土）

受付時間▼午後1時～2時30分

場所▼市消費生活センター（駐車場敷地内）

☆事前予約制です。11月18日（金）までにお申し込みください。

☆相談時間は1～2時間ですが、内容によっては必要な時間がなります。

【問合せ】安中市消費生活センター（☎382-2228）  
市消費生活センターでは、借金に関するご相談も随時受け付けています。その他消費者トラブルで困ったこと、少しでも不審に感じることがあつたら、早めにご相談ください。

相談日時▼月～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後4時30分

